



(第1面)

許可番号 08850 004578

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

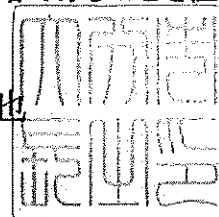
住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

大分市長 足立 信也



許可の年月日 令和 5年 5月 2日

許可の有効年月日 令和10年 4月15日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬(積替え保管行為を含まない。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油

揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1・4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃酸

水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

(以下第2面へ記載)



廃アルカリ

水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

汚泥

水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

(以上4種類。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年	4月16日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
平成30年	8月3日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届
令和4年	8月3日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届
令和5年	5月2日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

なし

(以下余白)